

付替国道257号4号橋(仮称) 発破による掘削工事に伴う

県道設楽根羽線の

『一時通行止め』のお知らせ

日ごろより、設楽ダム関連工事につきましてご理解とご協力を賜りありがとうございます。

この度、付替国道257号4号橋(仮称)におきまして発破による掘削工事を行うため、安全確保の観点から県道設楽根羽線の一部区間を『一時通行止め(一回当たり10分間程度)』させて頂きます。

地域の皆様をはじめ、通行する皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

工事名：令和元年度 設楽ダム国道257号4号橋左岸下部工工事

規制箇所：県道設楽根羽線 愛知県北設楽郡設楽町小松地内(下図参照)

規制内容：発破作業時一時通行止め(1回10分間程度)

規制期間：令和2年11月～令和3年4月の内30回程度、1週間に1～2回の予定。

- ※1 規制日時については、発破作業の一週間前から案内看板にて周知いたします。
- ※2 規制日は、雨天等で順延する場合がございます。
- ※3 工程等は裏面をご覧ください。



お問い合わせ先

発注者：国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所

TEL 0536-62-1293 (平日 8:30~17:00) 工事課 担当：松本

受注者：五洋建設株式会社

TEL 0536-62-1560 (平日 8:30~17:00) 担当：池田、吉友

【概略工程表】

工事・工種	年月 路線	令和2年				令和3年					
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
左岸下部工事 五洋建設(株)	県道 設楽根羽線										

発破作業期間

- ※ 1. 工程は雨天等により変更になる場合があります。
- ※ 2. 作業休止日：土曜・日曜・年末年始（12/29～1/4）

【1日の発破時間帯】



※ 路線バスの通行時間には通行止めを行いません。

付替国道257号 4号橋（仮称） 一般図

